

非課税管理勘定と累積投資勘定の変更期限

「非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款」第10条の2第2項に定める「当組合が別に定める期限」は次のとおりとします。

別に定める期限

その年の11月の最終営業日まで